

令和8年2月20日

令和8年2月鳥取県西部広域行政管理組合  
議会定例会議案



令和 8 年 2 月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会議案

目 次

- 議案第 3 号 鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の  
職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 議案第 4 号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 議案第 5 号 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 令和 7 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予  
算（補正第 4 回）（別添）
- 議案第 7 号 令和 8 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算（  
別添）
- 議案第 8 号 監査委員の選任について
- 報告第 2 号 議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和  
解及び損害賠償の額の決定について）



議案第 3 号

鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員  
の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員  
の報酬に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方  
自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 9  
6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員その報酬に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員その報酬に関する条例（昭和47年鳥取県西部広域行政管理組合条例第7号）  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改		正		後		改		正		前	
別表（第2条関係）											
議会の議員	職名		報酬の額		報酬の額		議会の議員	職名		報酬の額	
	議長		年額	<u>51,000円</u>	年額	<u>47,000円</u>		議長		年額	<u>47,000円</u>
	副議長		年額	<u>41,000円</u>	年額	<u>38,000円</u>		副議長		年額	<u>38,000円</u>
監査委員	職名		報酬の額		報酬の額		監査委員	職名		報酬の額	
	識見を有する者のうちから選任された委員		年額	<u>90,000円</u>	年額	<u>37,000円</u>		識見を有する者のうちから選任された委員		年額	<u>34,000円</u>
管理者	職名		報酬の額		報酬の額		管理者	職名		報酬の額	
	議会の議員のうちから選任された委員		年額	<u>19,000円</u>	年額	<u>86,400円</u>		議会の議員のうちから選任された委員		年額	<u>17,000円</u>
副管理者	職名		報酬の額		報酬の額		副管理者	職名		報酬の額	
	委員長（委員長の職務を代理した者を含む。）		年額	<u>69,000円</u>	年額	<u>64,000円</u>		委員長（委員長の職務を代理した者を含む。）		年額	<u>64,000円</u>
査会の委員	職名		報酬の額		報酬の額		査会の委員	職名		報酬の額	
	委員		年額	<u>55,000円</u>	年額	<u>51,000円</u>		委員		年額	<u>51,000円</u>
その他の附属機関の委員			日額	<u>7,500円</u>	その他の附属機関の委員			日額	<u>7,200円</u>		
備考 表中の [ ] の記載は、注記である。											

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 4 号

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する  
条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する  
条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第  
292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会  
の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

(鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例(昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 [省略]</p> <p>第3章の3 <u>林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～第7章 [省略]</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令における火の使用の制限)</p> <p>第29条 <u>火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付<u>近</u>で喫煙をしないこと。</p> <p>(5) [省略]</p> <p>(6) 残火(たばこの吸い殻を含む。)取灰又は火粉を始末すること。</p> <p>[削除]</p> <p>第3章の3 <u>林野火災の予防</u></p> <p>(林野火災に関する注意報)</p> <p>第29条の8 <u>消防局長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるとき</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>第4章～第7章 [省略]</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令における火の使用の制限)</p> <p>第29条 <u>火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の<u>附</u>近で喫煙をしないこと。</p> <p>(5) [省略]</p> <p>(6) 残火(たばこの吸殻を含む。)取灰又は火粉を始末すること。</p> <p>(7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

は、区域を定めて、林野火災に関する注意報を発することができ  
る。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除  
されるまでの間、当該注意報が発せられた区域内に在る者は、第29  
条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 消防局長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、第1項の規定  
により注意報を発したときは、当該注意報を発した区域を、前項の  
規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域として指定  
することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における  
火の使用の制限)

第29条の9 消防局長は、林野火災の予防を目的として火災に関する  
警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条  
各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することがで  
きる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受  
けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する  
日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に  
同項の指定を受けた場合には、防火担当者を定めた後遅滞なく）、  
次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるととも  
に、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) [省略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台そ  
の他これらに類するもの（第45条第1項第6号において「露店  
等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) [省略]

- 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する

[新設]

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受  
けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する  
日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に  
同項の指定を受けた場合には、防火担当者を定めた後遅滞な  
く）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ  
るとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) [省略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台そ  
の他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）  
及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) [省略]

- 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する

<p>日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合）は、消防局長が定める日までに）前項の規定による計画を消防局長に提出しなければならない。</p> <p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届けなければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為 火を含む。）</p> <p>(2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け</p> <p>(3)～(6) [省略]</p> <p>2 消防局長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、同項の規定による届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</p>	<p>日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合）は、消防局長が定める日までに）前項の規定による計画を消防局長に提出しなければならない。</p> <p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届けなければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為 火を含む。）</p> <p>(2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け</p> <p>(3)～(6) [省略]</p> <p>2 消防局長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、同項の規定による届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は、注記である。</p>	

第2条 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後
<p>[新設]</p>	<p>改</p>	<p>正 前</p>
<p>(簡易サウナ設備)</p> <p>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のもの）であり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築</p>	<p>正</p>	<p>後</p>

物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用することができる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

#### (一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

##### (1) 〔省略〕

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

#### (住宅用防災機器)

第29条の2 住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（当該住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。第29条の7第2項において同じ。）は、次条及び第29条の4に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

#### (サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

##### (1) 〔省略〕

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

#### (住宅用防災機器)

第29条の2 住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第29条の4に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

(1)・(2) [省略]

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 鳥取県西部広域行政管理組合は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレイカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) [省略]

2 住宅の関係者は、当該住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) [省略]

(6の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7の2)～(15) [省略]

備考 表中の[ ]の記載は、注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和8年3月1日から、第2条及び次項の規定は同月31日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例第44条の規定によりその設置について消

(1)・(2) [省略]

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 鳥取県西部広域行政管理組合は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) [省略]

2 鳥取県西部広域行政管理組合管内住民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) [省略]

[新設]

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7の2)～(15) [省略]

防署長に届出がされているサウナ設備（同条第7号に規定するサウナ設備をいう。）については、第2条の規定による改正後の鳥取県西部広域行政管理局火災予防条例第44条の規定は、適用しない。



議案第 5 号

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を  
改正する条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を  
改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 6  
7 号）第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によ  
り、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例（平成9年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の<u>規定により準用する同法（以下「準用地方自治法」という。）</u>第24条の2の規定に基づき、不燃物処理施設の設置及び管理に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(処理対象ごみ)</p> <p>第4条 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）で処理するごみ（以下「処理対象ごみ」という。）は、一般廃棄物のうち<u>次に掲げるものとし、その範囲は、規則で定める。</u></p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p>(搬入時間)</p> <p>第4条の2 リサイクルプラザに処理対象ごみ及び第9条第1項に規定する再生用資源ごみを搬入することができる時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、<u>管理者が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(休所日)</p> <p>第4条の3 リサイクルプラザ（第12条第1項に規定する再生工房を除く。）の休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>管理者が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条に<u>おいて準用する同法第244条の2第1項の規定に基づき、不燃物処理施設の設置及び管理に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></u></p> <p>(処理対象ごみ)</p> <p>第4条 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）で処理するごみ（以下「処理対象ごみ」という。）は、一般廃棄物のうち<u>次の各号に掲げるものとし、その範囲は、規則で定める。</u></p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>		

休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(処理対象ごみの搬入)

第5条 リサイクルプラザに処理対象ごみを搬入することができる者は、組合を組織する市町村（境港市を除く。以下「関係市町村」という。）とする。

2 関係市町村の長は、リサイクルプラザに処理対象ごみを搬入しようとするときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

3 次に掲げる者は、管理者の許可を受けた場合は、リサイクルプラザに処理対象ごみを搬入することができる。

(1)～(3) [省略]

4 前項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項（この項の規定により変更の許可を受けた事項を含む。）を変更しようとするときは、管理者の許可を受けなければならない。

5 管理者は、前2項の許可（以下「搬入許可」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付し、又はその条件（この項の規定により変更し、又は新たに付したものを含む。）を取り消し、若しくは変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

(搬入許可の取消し)

第6条 管理者は、搬入許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、搬入許可を取り消すことができる。

(1)・(2) [省略]

(3) 前条第5項の規定により付された条件（同項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。）に違反したとき。

(4) 偽りその他の不正の手段により搬入許可を受けたとき。

(処理対象ごみの搬入者の範囲)

第5条 リサイクルプラザに処理対象ごみを搬入することができる者は、本組合を組織する市町村のうち境港市を除く市町村（以下「関係市町村」という。）とする。

2 関係市町村の長は、リサイクルプラザに処理対象ごみを搬入しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。

3 次の各号に掲げる者は、管理者の許可を受けた場合は、リサイクルプラザに処理対象ごみを搬入することができる。

(1)～(3) [省略]

4 管理者は、前項の許可（以下「搬入許可」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

[新設]

(搬入許可の取消し)

第6条 管理者は、搬入許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、搬入許可を取り消すことができる。

(1)・(2) [省略]

(3) 搬入許可に付けた条件に違反したとき。

(4) 詐偽その他の不正の行為により搬入許可を受けたとき。

(手数料)

第10条 第5条第3項第2号及び第3号に掲げる者が、処理対象ごみ又は産廃不燃物をリサイクルプラザに搬入する場合は、搬入1回につき、当該搬入する処理対象ごみ又は産廃不燃物10キログラム当たり480円の手数料を納付しなければならない。この場合において、当該搬入する処理対象ごみ又は産廃不燃物の全量が10キログラム未満であるとき、又はその量が10キログラム未満の端数があるときは、その全量又はその端数を10キログラムとして計算する。

2 [省略]

(手数料の減免)

第11条 管理者は、天災その他特別の理由があるときは、前条第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(再生工房)

第12条 リサイクルプラザ内に設置する再生工房（以下「再生工房」という。）においては、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) [省略]

2 [省略]

(開所時間)

第13条 再生工房の開所時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、管理者が必要があるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第14条 再生工房の休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(手数料)

第10条 第5条第3項第2号及び第3号に掲げる者が、処理対象ごみ又は産廃不燃物をリサイクルプラザに搬入する場合は、搬入1回につき、当該搬入する処理対象ごみ又は産廃不燃物10キログラム当たり480円の手数料を納付しなければならない。この場合において、当該搬入する処理対象ごみ又は産廃不燃物に10キログラム未満の部分があるときは、当該部分を10キログラムとして計算する。

2 [省略]

(手数料の減免)

第10条の2 管理者は、天災その他特別の理由があるときは、前条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(再生工房)

第11条 リサイクルプラザ内に設置する再生工房（以下「再生工房」という。）においては、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) [省略]

2 [省略]

[新設]

[新設]

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(使用許可)

第15条 再生工房（再生工房に附属する設備及び再生工房に備付けの器具を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項（この項の規定により変更の許可を受けた事項を含む。）を変更しようとするときは、管理者の許可を受けなければならない。

3 管理者は、前2項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付し、又はその条件（この項の規定により変更し、又は新たに付したものを含む。）を取り消し、若しくは変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

(使用許可の禁止)

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしてはならない。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 再生工房を汚損し、毀損し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。

(3) 他人に危害を加え、又は迷惑を掛けるおそれがあると認められるとき。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第27条第3号才において同じ。）の利益になると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、再生工房の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可)

第12条 再生工房を利用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

[新設]

(使用許可の制限)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしないものとする。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

(2) 再生工房の施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

[新設]

[新設]

(3) 前2号に掲げるもののほか、再生工房の管理運営上支障があると認められるとき。

[削除]

(目的外使用等の禁止)

第17条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）及び使用者と共に再生工房を利用する者（以下「利用者」という。）は、使用許可を受けた目的以外の目的のために再生工房を使用し若しくは利用し、又はその使用に係る権利を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第18条 使用者は、使用許可を受けた事項を取り消そうとするときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、再生工房の使用若しくは利用を制限し若しくは停止し、再生工房への入室を拒否し、又は再生工房からの退出を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第15条第3項の規定により付された条件（同項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。）に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 第16条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(使用料)

第19条 [省略]

(使用許可の取消し)

第14条 管理者は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 使用許可に付けた条件に違反したとき。
- (4) 詐偽その他不正の行為により使用許可を受けたとき。

[新設]

[新設]

(使用料)

第15条 [省略]

(目的外使用等の禁止)

第16条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に再生工房を使用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

第20条 使用者及び利用者は、再生工房の使用又は利用を終えたときは、直ちに、再生工房を原状に回復しなければならない。第18条第2項の規定により使用許可を取り消され、再生工房の使用若しくは利用を停止され、又は再生工房からの退出を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第21条 使用者及び利用者は、再生工房を汚損し、毀損し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出て、管理者が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第22条 [省略]

2 使用者及び利用者は、再生工房の使用及び利用に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(指定管理者による管理)

第23条 組合は、準用地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて組合が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、リサイクルプラザの管理に関する次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせることができる。

- (1) 一般廃棄物の減量、再資源化及び再利用の促進に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (2) リサイクルプラザの施設、設備及び器具の維持管理に関するこ

[削除]

[新設]

[新設]

(遵守事項)

第17条 [省略]

2 再生工房を使用しようとする者は、規則で定める事項を遵守しなければならない。

[新設]

と。

(3) 第5条第2項(第9条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による届出に関すること。

(4) 搬入許可(管理者において処理するものを除く。)及び使用許可に関すること。

(5) 処理対象ごみ又は再生用資源ごみを搬入する者並びに使用者及び利用者の応接に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、リサイクルプラザの管理に関する業務のうち、管理者に専属する権限に基づく事務を除くもの

2 前項第3号及び第4号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合における第5条第2項から第5項まで、第6条、第7条、第15条、第16条及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「管理者」とあるのは、「第23条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者による搬入時間及び休所日等の変更)

第24条 指定管理者は、管理者の承認を受けて、第4条の2に規定するリサイクルプラザに処理対象ごみ及び再生用資源ごみを搬入することができる時間並びに第4条の3に規定するリサイクルプラザの休所日を変更することができる。

2 指定管理者は、管理者の承認を受けて、第13条に規定する再生工場の開所時間及び第14条に規定する再生工場の休所日を変更することができる。

(公募)

第25条 管理者は、第23条第1項の規定により管理業務を指定管理者に行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人等を公募しなければならない。

2 前項の規定による公募(次項及び第30条第1項において単に「公募」という。)は、組合の掲示場への掲示、組合のホームページへの掲載その他管理者が定めた方法により行うものとする。

3 管理者は、公募を行うに当たっては、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) リサイクルプラザの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行うリサイクルプラザの管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前年度（4月1日から6月30日までの間に公募を行う場合は、前々年度）における処理対象ごみ及び再生資源ごみの搬入の状況、再生工房の使用の状況、決算その他リサイクルプラザの運営の状況

（指定の申請）

第26条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、管理者が定める期間内に、名称及び所在地並びに代表者の氏名を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、事業計画書、収支予算書その他規則で定める書類（第29条第2項及び第30条第2項において「事業計画書等」という。）を添付しなければならない。

（欠格条項）

第27条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 準用地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの  
ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

[新設]

[新設]

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者  
ウ 公務員であった者であつて、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの  
エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。オにおいて同じ。）  
オ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

（指定管理者の候補者の選定）

第28条 管理者は、第26条の規定による申請（以下この項及び次条第1項において「指定申請」という。）があつたときは、次に掲げる基準により当該指定申請の内容を審査し、当該指定申請を行った法人等のうちから、指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1) 第26条第2項の事業計画書（以下この項において単に「事業計画書」という。）によるリサイクルプラザの運営が、リサイクルプラザへの処理対象ごみ又は再生用資源ごみの搬入並びに再生工場の使用及び利用に当たり、当該搬入をする者並びに使用者及び利用者の平等を確保するものであること。

(2) 事業計画書の内容が、リサイクルプラザの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、管理業務に係る経費の節減を図るものであること。

(3) 当該指定申請を行った法人等が、事業計画書に沿ったリサイクルプラザの管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 管理者は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するとき  
は、あらかじめ、第34条第1項に規定する選定委員会の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の候補者の選定の特例）

第29条 管理者は、指定申請を行う法人等がないとき、又は指定申請

[新設]

[新設]

を行った法人等について前条第1項各号に掲げる基準のいずれにも該当するものがないときは、リサイクルプラザの設置の目的を効果的に達成することができる者として管理者が認める法人等（次項において「認定法人等」という。）を、指定管理者の候補者として選定することができる。

[新設]

2 前項の規定により認定法人等を指定管理者の候補者として選定する場合においても、管理者は、当該認定法人等と協議の上、当該認定法人等に対し事業計画書の提出を求め、前条第1項各号に掲げる基準に照らし総合的に判断するものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

（公募によらない指定管理者の候補者の選定）

第30条 管理者は、リサイクルプラザの設置の目的を効果的に達成するためにはリサイクルプラザの管理を特定の法人等に行わせる必要があると認めるときは、公募によらないで、当該特定の法人等をリサイクルプラザの指定管理者の候補者として選定することができる。

[新設]

2 前項の規定により特定の法人等を指定管理者の候補者として選定する場合においても、管理者は、当該特定の法人等に対し、事業計画書の提出を求めなければならない。

3 第28条第2項の規定は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

（指定等の公示）

第31条 管理者は、指定管理者の指定をしたとき、又は準用地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その都度、その旨及び規則で定める事項を公示するものとする。

[新設]

（事業報告書の作成及び提出）

第32条 指定管理者は、準用地方自治法第244条の2第7項の規定により作成する事業報告書を、毎年度終了後30日以内（同条第11項の規定により指定を取り消された場合には、当該指定を取り消された日から30日以内）に、管理者に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、当該年度（準用地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合には、当該指定を取り消された日まで）における次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施の状況
- (2) 処理対象ごみ及び再生用資源ごみの搬入の状況
- (3) 第10条第1項の手数料の収入の実績
- (4) 管理業務の実施に係る収支の状況
- (5) 再生工場の使用の状況

（情報の公開）

第33条 指定管理者は、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例（平成13年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（リサイクルプラザ指定管理者候補者選定委員会）

第34条 第28条第1項、第29条第1項及び第30条第1項の規定による指定管理者の候補者の選定に当たっての公正性及び透明性を確保するため、リサイクルプラザ指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、管理者の諮問に応じ、管理者が指定管理者の候補者として選定しようとする法人等がリサイクルプラザの管理を適正に行うことができるものであるかどうか調査審議する。

3 委員は、学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうち

[新設]

[新設]

[新設]

<p>から、管理者が委嘱する。  <u>4 前3項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(過料)  <u>第35条 詐偽その他不正の行為により第10条第1項の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</u></p> <p>(委任)  <u>第36条 [省略]</u></p>	<p>(過料)  <u>第18条 管理者は、詐偽その他不正の行為により第10条第1項の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。</u></p> <p>(委任)  <u>第19条 [省略]</u></p>
<p>備考 表中の「」の記載は、注記である。</p>	

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(リサイクルプラザの搬入時間及び再生工場の開所時間に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和8年5月31日までの間におけるこの条例による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例第4条の2及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「午前9時」とあるのは、「午前8時30分」とする。



議案第 8 号

監査委員の選任について

次の者を鳥取県西部広域行政管理組合監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

識見を有する者のうちから選任するもの

住 所 米子市旗ヶ崎六丁目 17 番 18 号

氏 名 鷺 見 渉

生年月日 昭和 63 年 2 月 15 日



報告第 2 号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同法第 292 条において準用する同法第 180 条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

- 1 処分件名 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 2 処分年月日 令和 8 年 2 月 3 日

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和8年2月3日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上組合の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を決定する。

### 1 和解の概要

- (1) 組合側の損害額は0円、相手方の損害額は91,707円であることを確認する。
- (2) 組合側の過失割合を7割とし、相手側の過失割合を3割とする。
- (3) 組合の損害賠償額を64,195円とし、相手方の損害賠償額を0円とする。
- (4) 組合は、相手方に対し、組合の損害賠償額64,195円を支払う。

### 2 和解の相手方

島根県安来市在住の個人

### 3 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和7年11月21日
- (2) 事故発生場所 米子市西福原六丁目地内 小売店駐車場内

(3) 事故の状況 午前9時50分頃、消防局職員が、業務のため消防局所属の査察用自動車を米子市西福原六丁目地内の小売店駐車場に駐車させ、当該業務終了後に当該車両を後退させようとしたところ、当該車両の右前輪と当該車両の右隣に駐車しようとしていた相手方が運転する普通乗用自動車（以下「相手方自動車」という。）のフロントバンパーとが接触し、相手方自動車を損傷させたもの。人身事故なし



令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書



議案第6号

令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第4回）

令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,196千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,439,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木隆司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		99,386	3,196	102,582
	1 基金繰入金	99,386	3,196	102,582
歳入合計		7,436,183	3,196	7,439,379

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 消費		5,290,358	3,196	5,293,554
	1 消費費	5,290,358	3,196	5,293,554
歳出合計		7,436,183	3,196	7,439,379

令和7年度

補正予算に関する説明書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 繰入金	99,386	3,196	102,582
歳入合計	7,436,183	3,196	7,439,379

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 消費	5,290,358	3,196	5,293,554			3,196	
歳出合計	7,436,183	3,196	7,439,379			3,196	

2 歳 入

(款) 9 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 退職積立基金繰入金	99,386	3,196	102,582	1 退職積立基金繰入金	3,196	退職積立基金繰入金
計	99,386	3,196	102,582			

3 歳 出

(款) 5 消防費

(項) 1 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 常備消防費	2,934,299	3,196	2,937,495			3,196		3 職員手当等	3,196	消防局人件費	3,196
計	5,290,358	3,196	5,293,554			3,196					

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 (千円) (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	10	523	—	—	—	—	—	523	—	523	
	議 員	16	564	—	—	—	—	—	564	—	564	
	その他の特別職	135	20,951	—	—	—	—	—	20,951	—	20,951	
	計	161	22,038	—	—	—	—	—	22,038	—	22,038	
補正前	長 等	10	523	—	—	—	—	—	523	—	523	
	議 員	16	564	—	—	—	—	—	564	—	564	
	その他の特別職	135	20,951	—	—	—	—	—	20,951	—	20,951	
	計	161	22,038	—	—	—	—	—	22,038	—	22,038	
比 較	長 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の特別職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(25) 329	39,845	1,237,707	878,056	2,155,608	432,122	2,587,730	
補正前	(25) 329	39,845	1,237,707	874,860	2,152,412	432,122	2,584,534	
比較	(-) -	-	-	3,196	3,196	-	3,196	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	扶養手当 (千円)
	補正後	18,540	96,210	7	17,839	14,156	80	50,607
	補正前	18,540	96,210	7	17,839	14,156	80	50,607
	比較	-	-	-	-	-	-	-
	区分	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	
	補正後	22,017	29,692	1,104	289,285	235,937	102,582	
	補正前	22,017	29,692	1,104	289,285	235,937	99,386	
	比較	-	-	-	-	-	3,196	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5) 329	1,237,707	864,103	2,101,810	423,185	2,524,995	
補正前	(5) 329	1,237,707	860,907	2,098,614	423,185	2,521,799	
比較	(-) -	-	3,196	3,196	-	3,196	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	扶養手当 (千円)
	補正後	18,540	96,210	7	17,839	14,156	80	50,607
	補正前	18,540	96,210	7	17,839	14,156	80	50,607
	比較	-	-	-	-	-	-	-
	区分	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	
	補正後	22,017	29,692	1,104	281,700	229,569	102,582	
	補正前	22,017	29,692	1,104	281,700	229,569	99,386	
	比較	-	-	-	-	-	3,196	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(20)	39,845	13,953	53,798	8,937	62,735	
補正前	(20)	39,845	13,953	53,798	8,937	62,735	
比較	(-) -	-	-	-	-	-	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	7,585	6,368
	補正前	7,585	6,368
	比較	-	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		その他の減額分	-	
職員手当	3,196	制度改正による増減分	-	
		その他の増減分	3,196	退職手当



**令和8年度鳥取県西部広域行政管理組合予算書**



議案第7号

令和8年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算

令和8年度鳥取県西部広域行政管理組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,574,899千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月20日提出

鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木隆司

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		5,126,805
	1 負 担 金	5,126,805
2 使 用 料 及 び 手 数 料		68,421
	1 使 用 料	53,270
	2 手 数 料	15,151
3 国 庫 支 出 金		228,328
	1 国 庫 補 助 金	228,328
4 県 支 出 金		37,733
	1 県 補 助 金	37,733
5 財 産 収 入		5,268
	1 財 産 運 用 収 入	5,246
	2 財 産 売 払 収 入	22
6 繰 入 金		65,766
	1 基 金 繰 入 金	65,766
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		139,377
	1 貸 付 金 元 利 収 入	102,103
	2 雑 入	37,274
9 組 合 債		903,200
	1 組 合 債	903,200
歳 入	合 計	6,574,899

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,476
	1 議 会 費	1,476
2 総 務 費		842,071
	1 総 務 管 理 費	842,071
3 民 生 費		60,047
	1 社 会 福 祉 費	60,047
4 衛 生 費		1,936,847
	1 保 健 衛 生 費	178,036
	2 清 掃 費	1,758,811
5 消 防 費		3,452,014
	1 消 防 費	3,452,014
6 公 債 費		272,444
	1 公 債 費	272,444
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	6,574,899

## 第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
不燃物処理施設運営管理委託事業（指定管理料）	令和 8 年度から 令和 1 3 年度まで	2,369,240
中間処理施設整備計画・環境影響等調査事業（中間処理施設計画支援業務委託料）	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	297,691
最終処分場整備計画・環境影響等調査事業（最終処分場計画支援業務委託料）	令和 9 年度	94,304
し尿処理施設運営管理委託事業（包括的民間委託料）	令和 8 年度から 令和 1 3 年度まで	915,926

## 第 3 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
旧灰溶融施設解体撤去事業費	569,100	普通貸借 又は 証券発行	年 5 % 以 内	政府、その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
消防施設整備事業費	334,100	同 上	同 上	同 上
計	903,200			

令和 8 年 度

予 算 に 関 す る 説 明 書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	5,126,805	4,807,922	318,883
2 使用料及び手数料	68,421	47,959	20,462
3 国庫支出金	228,328	92,255	136,073
4 県支出金	37,733	34,721	3,012
5 財産収入	5,268	1,931	3,337
6 繰入金	65,766	0	65,766
7 繰越金	1	1	0
8 諸収入	139,377	142,528	△3,151
9 組合債	903,200	2,316,200	△1,413,000
歳入合計	6,574,899	7,443,517	△868,618

歳 出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	1,476	1,403	73				1,476
2 総 務 費	842,071	542,685	299,386		569,100	5,287	267,684
3 民 生 費	60,047	59,117	930			33	60,014
4 衛 生 費	1,936,847	1,404,805	532,042	144,195		222,716	1,569,936
5 消 防 費	3,452,014	5,178,124	△1,726,110	121,866	334,100	95,180	2,900,868
6 公 債 費	272,444	247,383	25,061				272,444
7 予 備 費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	6,574,899	7,443,517	△868,618	266,061	903,200	323,216	5,082,422

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 市町村負担金	5,082,422	4,783,559	298,863	1 負担金	5,082,422	市町村負担金
2 輪番制整備費特別負担金	14,668	13,329	1,339	1 病院群輪番制病院設備整備費負担金	14,668	病院群輪番制病院設備整備費負担金 (米子市) 7,334
				設備整備費負担金		病院群輪番制病院設備整備費負担金 (境港市) 7,334
3 衛生費特別負担金	8,992	7,125	1,867	1 再生資源分別業務負担金	8,992	再生資源分別業務負担金 (米子市)
4 消防費特別負担金	20,723	3,909	16,814	1 消防車両整備費負担金	20,723	消防車両整備費負担金 (米子市)
計	5,126,805	4,807,922	318,883			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

1 衛生使用料	52,338	35,147	17,191	1 火葬場使用料	52,128	火葬場使用料 52,126
						土地使用料 2
				2 不燃物処理施設使用料	154	不燃物処理施設使用料
				3 し尿処理施設使用料	56	し尿処理施設使用料
2 消防使用料	932	984	△52	1 消防施設使用料	932	消防施設使用料
計	53,270	36,131	17,139			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

1 衛生手数料	9,150	6,943	2,207	1 清掃手数料	9,150	不燃物処理手数料
2 消防手数料	6,001	4,885	1,116	1 消防手数料	5,685	危険物手数料
				2 火薬類手数料	316	火薬類手数料
計	15,151	11,828	3,323			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 衛生費国庫補助金	113,636	0	113,636	1 清掃費国庫補助金	113,636	循環型社会形成推進交付金
2 消防費国庫補助金	114,692	92,255	22,437	1 消防費国庫補助金	114,692	消防防災施設等整備費補助金
計	228,328	92,255	136,073			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1 衛生費県補助金	30,559	27,901	2,658	1 保健衛生費県補助金	30,559	病院群輪番制病院小児救急医療支援事業補助金 病院群輪番制病院設備整備事業補助金	1,227 29,332
2 消防費県補助金	7,174	6,820	354	1 消防費県補助金	7,174	消防防災ヘリコプター運航調整交付金 航空救命士派遣調整交付金 火薬類等事務交付金	2,843 98 4,233
計	37,733	34,721	3,012				

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	17	17	0	1 土地建物貸付収入	17	土地貸付料	
2 利子及び配当金	5,229	1,870	3,359	1 利子及び配当金	5,229	退職積立基金利子 財政調整基金利子	4,966 263
計	5,246	1,887	3,359				

(款) 5 財産収入

(項) 2 財産売払収入

1 物品売払収入	22	44	△22	1 物品売払収入	22	不用品売払収入	
計	22	44	△22				

(款) 6 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 退職積立基金繰入金	65,766	0	65,766	1 退職積立基金繰入金	65,766	退職積立基金繰入金	
-------------	--------	---	--------	-------------	--------	-----------	--

## (款) 6 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区	金額	
計	65,766	0	65,766			

## (款) 7 繰越金

## (項) 1 繰越金

1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	前年度繰越金
計	1	1	0			

## (款) 8 諸収入

## (項) 1 貸付金元利収入

1 濃縮水処理施設建設費貸付金元利収入	102,103	102,103	0	1 濃縮水処理施設建設費貸付金元利収入	102,103	濃縮水処理施設建設費貸付金元利収入
計	102,103	102,103	0			

## (款) 8 諸収入

## (項) 2 雑入

1 雑入	37,274	40,425	△3,151	1 雑入	37,274	私用電話料	29
						高速自動車道救急業務支弁金	1,141
						不適物処分費負担金	740
						再生用有価物売払収入	34,560
						要介護状態審査判定料	33
						光熱水費使用料	554
						病院群輪番制病院設備整備事業補助金返還金	56
						消防防災推進事業助成	106
						研修助成金	40
						国際消防救助隊登録隊員ワクチン接種補助金	15
計	37,274	40,425	△3,151				

(款) 9 組合債

(項) 1 組合債

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	569,100	232,500	336,600	1 除却債	569,100	旧灰溶融施設解体撤去事業
2 消防債	334,100	2,083,700	△1,749,600	1 消防債	334,100	消防施設整備事業
計	903,200	2,316,200	△1,413,000			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	1,476	1,403	73				1,476	1 報 酬 8 旅 費 9 交 際 費 10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料	610 98 20 237 203 308	組合議会議員報酬等 議会運営事業	630 846
計	1,476	1,403	73				1,476				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	142,101	117,268	24,833			5,270	136,831	1 報 酬	7,529	特別職報酬等	884
								2 給 料	50,864	一般管理費人件費	98,363
								3 職員手当等	32,240	一般管理事務費	17,351
								4 共 済 費	19,275	会計室事務費	1,202
								8 旅 費	413	事務局職員研修事業	698
								9 交 際 費	31	職員福利厚生事業（一般管理費）	7,796
								10 需 用 費	1,473	退職積立基金積立金（一般管理費）	15,544
								11 役 務 費	1,577		
								12 委 託 料	5,029	財政調整基金積立金	263
								13 使用料及び賃借料	3,224		
								18 負担金補助及び交付金	4,625		
24 積立金	15,807										

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
							26 公 課 費	14			
2 企画調整費	47,363	59,094	△11,731				47,363	1 報 酬	1,688	企画調整費人件費	20,984
								2 給 料	11,574	企画調整事務費	3,348
								3 職員手当等	6,238	庁内LAN管理運営事務費	20,113
								4 共 済 費	3,596	職員福利厚生事業（企画調整費）	48
								8 旅 費	66	退職積立基金積立金（企画調整費）	2,870
								10 需用費	215		
								11 役 務 費	1,804		
								12 委 託 料	2,249		
								13 使用料及び賃借料	16,455		
								18 負担金補助及び交付金	608		
24 積 立 金	2,870										
3 施設管理費	652,607	366,323	286,284		569,100	17	83,490	2 給 料	9,161	施設管理費人件費	16,953
								3 職員手当等	4,832	建築工事担当事務費	1,220
								4 共 済 費	2,960	職員福利厚生事業（施設管理費）	34
								8 旅 費	10	退職積立基金積立金（施設管理費）	1,935
								10 需用費	623		
								11 役 務 費	33	旧灰溶融施設管理事業	64
								12 委 託 料	9,889	旧灰溶融施設解体撤去事業	632,401
13 使用料及び賃借料	436										

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								14 工事請負費	622,534	
								18 負担金補助及び交付金	185	
								24 積立金	1,935	
								26 公課費	9	
計	842,071	542,685	299,386		569,100	5,287	267,684			

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1 介護認定 審査会費	50,161	49,248	913			33	50,128	1 報酬	23,789	介護認定審査会費人件費	16,955
								2 給料	8,237	介護認定審査会運営事業	31,206
								3 職員手当等	8,036	職員福利厚生事業（介護認定審査会費）	65
								4 共済費	4,533		
								8 旅費	665	退職積立基金積立金（介護認定審査会費）	1,935
								10 需用費	1,363		
								11 役務費	892		
								12 委託料	22		
								13 使用料及び賃借料	646		
								18 負担金補助及び交付金	43		
24 積立金	1,935										
2 障害認定 審査会費	9,886	9,869	17				9,886	1 報酬	6,495	障害認定審査会費人件費	33
								3 職員手当等	1,705	障害認定審査会運営事業	9,831

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								4 共 済 費	1,079	職員福利厚生事業（障害認定審査 会費）	22
								8 旅 費	161		
								10 需 用 費	176		
								11 役 務 費	119		
								12 委 託 料	22		
								13 使用料及び 賃 借 料	129		
計	60,047	59,117	930			33	60,014				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	76,799	72,876	3,923	30,559		14,724	31,516	18 負担金補助及 び 交 付 金	76,743	病院群輪番制病院助成事業	76,799
								22 償還金、利子 及び割引料	56		
2 火葬場費	101,237	88,023	13,214			52,128	49,109	10 需 用 費	21,098	火葬場運営事業	80,035
								11 役 務 費	36		
								12 委 託 料	59,381		
								14 工 事 請 負 費	20,702		
								18 負担金補助及 び 交 付 金	20		
計	178,036	160,899	17,137	30,559		66,852	80,625				

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 不燃物処理費	495,980	511,508	△15,528			53,680	442,300	1 報酬	14,369	不燃物処理費人件費	50,547
								2 給料	25,793	不燃物処理施設事務費	8,243
								3 職員手当等	21,151	不燃物処理施設運転事業	274,147
								4 共済費	12,591	不燃物処理施設維持・補修事業	128,803
								8 旅費	428	不燃物残さ外部処理事業	26,798
								10 需用費	35,015	使用済乾電池・蛍光灯等処理事業	1,235
								11 役務費	665	職員福利厚生事業（不燃物処理	181
								12 委託料	253,170	費)	
								13 使用料及び賃借料	298	退職積立基金積立金（不燃物処理	5,773
								14 工事請負費	124,721	費)	
								17 備品購入費	1,620	リサイクル啓発事業	104
								18 負担金補助及び交付金	328	不燃物処理施設運営管理委託事業	149
								2 最終処分費	595,537	451,225	144,312
3 職員手当等	3,064	最終処分場事務費	24								
4 共済費	1,601	最終処分場委託事業	585,571								
10 需用費	24	職員福利厚生事業（最終処分費）	14								
12 委託料	585,571	退職積立基金積立金（最終処分	968								
18 負担金補助及び交付金	14	費)									

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								24 積立金	968		
3 ごみ処理施設建設費	461,564	83,402	378,162	113,636			347,928	2 給料	33,352	ごみ処理施設建設費人件費	65,891
								3 職員手当等	21,161	ごみ処理施設整備事務費	1,851
								4 共済費	11,378	ごみ処理施設整備広報事業	806
								7 報償費	410	最終処分場用地取得事業	1,442
								8 旅費	687	職員福利厚生事業（ごみ処理施設建設費）	118
								10 需用費	2,719	退職積立基金積立金（ごみ処理施設建設費）	6,740
								11 役務費	3,125	退職積立基金積立金（ごみ処理施設建設費）	6,740
								12 委託料	379,690	退職積立基金積立金（ごみ処理施設建設費）	6,740
								13 使用料及び賃借料	2,185	中間処理施設用地取得事業	3,909
								18 負担金補助及び交付金	105	中間処理施設測量・地質調査事業	86,800
								24 積立金	6,740	最終処分場測量・地質調査事業	163,504
								26 公課費	12	中間処理施設整備計画・環境影響等調査事業	41,319
4 米子浄化場処理費	205,730	197,771	7,959			81	205,649	1 報酬	10,537	浄化場処理費人件費	18,233
								2 給料	9,276	浄化場事務費	652
								3 職員手当等	9,766	浄化場運転事業	106,225
								4 共済費	5,644	浄化場維持・補修事業	76,309
								8 旅費	339	浄化場し渣等外部処理事業	2,184
								10 需用費	39,907	中間処理施設進入路整備事業	45,300

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								11 役務費	343	職員福利厚生事業（浄化場処理 費） 退職積立基金積立金（浄化場処理 費） し尿処理施設運営管理委託事業	95
								12 委託料	54,485		1,935
								13 使用料及び 賃借料	40		97
								14 工事請負費	73,018		
								17 備品購入費	279		
								18 負担金補助及 び交付金	81		
								24 積立金	1,935		
								26 公課費	80		
計	1,758,811	1,243,906	514,905	113,636		155,864	1,489,311				

## (款) 5 消防費

## (項) 1 消防費

1 常備消防費	2,895,549	2,782,259	113,290	7,174		74,435	2,813,940	2 給料	1,108,091	消防局人件費	2,284,654
								3 職員手当等	796,967	消防局総務課事務費	58,159
								4 共済費	379,596	消防職員派遣・研修事業	13,581
								7 報償費	595	消防吏員採用・昇任試験事業	859
								8 旅費	5,104	消防吏員抗体検査及びワクチン接 種事業	1,571
								9 交際費	10		
								10 需用費	182,563	消防庁舎維持管理事業	52,456
								11 役務費	32,921	権限移譲（火薬類、液化石油ガ ス）事業	1,435
								12 委託料	31,572	火災予防研修事業	112

(款) 5 消防費

(項) 1 消防費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								13 使用料及び賃借料	24,050	火災予防業務事業 許認可(危険物)事業	946 3,313
								15 原材料費	156	火災予防業務電子化事業	1,545
								17 備品購入費	16,849	警防活動事業	137,930
								18 負担金補助及び交付金	25,271	警防訓練・研修事業 警防活動資格取得事業	4,290 16,105
								24 積立金	289,766	消火薬剤整備事業	58
								26 公課費	2,038	救急業務等啓発事業 安全運転管理事業 消防指令研修等事業 消防指令機器等維持管理事業 職員福利厚生事業(消防局) 退職積立基金積立金(消防局)	2,356 303 183 17,971 7,956 289,766
2 消防施設費	556,465	2,395,865	△1,839,400	114,692	334,100	20,745	86,928	8 旅費	115	消防車両更新事業	9,898
								11 役務費	490	消防車両更新事業(補助事業)	373,638
								12 委託料	10,835	消防局庁舎空調改修事業	10,637
								13 使用料及び賃借料	20	境港消防署弓浜出張所庁舎大規模改修事業	162,292
								14 工事請負費	159,452		
								17 備品購入費	385,553		
計	3,452,014	5,178,124	△1,726,110	121,866	334,100	95,180	2,900,868				

## (款) 6 公債費

## (項) 1 公債費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 元金	225,700	238,505	△12,805				225,700	22 償還金、利子及び割引料	225,700	起債償還元金	225,700
2 利子	46,744	8,878	37,866				46,744	22 償還金、利子及び割引料	46,744	起債償還利子 一時借入金利子	44,920 1,824
計	272,444	247,383	25,061				272,444				

## (款) 7 予備費

## (項) 1 予備費

1 予備費	10,000	10,000	0				10,000	予備費	10,000	予備費	10,000
計	10,000	10,000	0				10,000				

# 給与費明細書

## 1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 (千円) (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)					
本年度	長等	10	564	-	-	-	-	-	564	-	564	
	議員	16	610	-	-	-	-	-	610	-	610	
	その他の特別職	133	20,703	-	-	-	-	-	20,703	-	20,703	
	計	159	21,877	-	-	-	-	-	21,877	-	21,877	
前年度	長等	10	523	-	-	-	-	-	523	-	523	
	議員	16	561	-	-	-	-	-	561	-	561	
	その他の特別職	136	21,348	-	-	-	-	-	21,348	-	21,348	
	計	162	22,432	-	-	-	-	-	22,432	-	22,432	
比較	長等	-	41	-	-	-	-	-	41	-	41	
	議員	-	49	-	-	-	-	-	49	-	49	
	その他の特別職	△ 3	△ 645	-	-	-	-	-	△ 645	-	△ 645	
	計	△ 3	△ 555	-	-	-	-	-	△ 555	-	△ 555	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	(23) 334	43,140	1,260,643	857,995	2,161,778	442,253	2,604,031	
前年度	(27) 332	41,501	1,225,842	755,702	2,023,045	416,992	2,440,037	
比較	(△4) 2	1,639	34,801	102,293	138,733	25,261	163,994	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	扶養手当 (千円)
	本年度	18,540	90,760	17,591	13,960	80	56,928
	前年度	16,905	96,951	17,274	13,611	80	51,108
	比較	1,635	△6,191	317	349	-	5,820
	区分	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
	本年度	21,483	30,273	1,104	298,303	243,207	65,766
	前年度	21,014	29,097	744	280,360	228,558	-
	比較	469	1,176	360	17,943	14,649	65,766

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	(2) 334	-	1,260,643	841,504	2,102,147	432,261	2,534,408	
前年度	(6) 332	-	1,225,842	739,902	1,965,744	407,111	2,372,855	
比較	(△4) 2	-	34,801	101,602	136,403	25,150	161,553	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	扶養手当 (千円)
	本年度	18,540	90,760	17,591	13,960	80	56,928
	前年度	16,905	96,951	17,274	13,611	80	51,108
	比較	1,635	△6,191	317	349	-	5,820
	区分	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
	本年度	21,483	30,273	1,104	289,348	235,671	65,766
	前年度	21,014	29,097	744	271,773	221,345	-
	比較	469	1,176	360	17,575	14,326	65,766

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(21) -	43,140	16,491	59,631	9,992	69,623	
前 年 度	(21) -	41,501	15,800	57,301	9,881	67,182	
比 較	(0) -	1,639	691	2,330	111	2,441	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職 員 手 当 の 内 訳	区分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	本 年 度	8,955	7,536
	前 年 度	8,587	7,213
	比 較	368	323

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備 考			
給 料	34,801	給与改定に伴う増加分	40,996				
		昇給に伴う増加分	12,452				
		その他の増減分	△ 18,647	職員の異動等による増減 △ 18,467	職員の異動状況 △2人 (内訳) 令和7年度異動増減 △ 2人 令和7年度退職等 △12人 令和8年度新規採用者 16人 再任用短時間勤務職員の任用増減 △ 4人		
職員手当	102,293	制度改正に伴う増加分	7,458	管理職手当	1,635	支給月額の変定による増	
				期末・勤勉手当	5,823	支給率の増による増	
		その他の増減分	94,835	時間外勤務手当	△ 6,191		実績見込による減
				夜間勤務手当	317		実績見込による増
				特殊勤務手当	349		〃
				扶養手当	5,820		〃
				住居手当	469		〃
				通勤手当	1,176		〃
				単身赴任手当	360		〃
				期末・勤勉手当	26,769		給料及び扶養手当の増による増
退職手当	65,766		定年退職による対象者の増				

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		一 般 職 員	消 防 職 員
令和8年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	372,836	304,245
	平均給与月額 (円)	437,275	365,283
	平均年齢 (歳)	49歳 4月	37歳 5月
令和7年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	356,739	294,387
	平均給与月額 (円)	437,614	354,300
	平均年齢 (歳)	50歳 1月	37歳 5月

イ 初任給

区分	一 般 職 員 (円)	消 防 職 員 (円)	国の制度 行政職(一) (円)
高 校 卒	200,300	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000	232,000

ウ 級別職員数

区 分	級	一 般 職 員		消 防 職 員	
		職 員 数 ( 人 )	構 成 比 ( % )	職 員 数 ( 人 )	構 成 比 ( % )
令和8年1月1日 現在	1級	-	0.0	87	29.8
	2級	3	9.1	(4) 56	(100.0) 19.2
	3級	12	36.4	72	24.6
	4級	4	12.1	28	9.6
	5級	9	27.3	30	10.3
	6級	3	9.1	16	5.5
	7級	1	3.0	2	0.7
	8級	1	3.0	1	0.3
	計	33	100.0	(4) 292	(100.0) 100.0
令和7年1月1日 現在	1級	-	0.0	80	27.4
	2級	5	15.1	(5) 57	(100.0) 19.5
	3級	11	33.3	79	27.1
	4級	3	9.1	29	9.9
	5級	9	27.3	27	9.3
	6級	2	6.1	17	5.8
	7級	2	6.1	2	0.7
	8級	1	3.0	1	0.3
	計	33	100.0	(5) 292	(100.0) 100.0

※ ( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2級	3級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般職員	主事又は技師	主任	係長	担当課長補佐	課長補佐、室長補佐、施設長	課長、会計管理者、主査	次長	事務局長
消防職員	主事又は定型的な業務を行う消防士	主任又は高度な知識又は経験を必要とする業務を行う消防士	係長	担当課長補佐、担当室長補佐、担当署長補佐、副出張所長	課長補佐、室長補佐、署長補佐、出張所長	課長、署長、主査、室長、副署長	次長	消防局長

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種		
		一 般 職 員	消 防 職 員	
本年度	職員数(A) (人)	334	300	
	昇給に係る職員数(B) (人)	282	262	
	号給数別内訳	1号給 (人)	-	-
		2号給 (人)	1	-
		3号給 (人)	-	-
		4号給 (人)	257	238
		5号給 (人)	-	-
		6号給 (人)	4	4
		7号給 (人)	-	-
	8号給 (人)	20	20	
比率 (B)/(A) (%)	84.43	87.33		
前年度	職員数(A) (人)	332	298	
	昇給に係る職員数(B) (人)	280	259	
	号給数別内訳	1号給 (人)	-	-
		2号給 (人)	-	-
		3号給 (人)	2	2
		4号給 (人)	260	239
		5号給 (人)	-	-
		6号給 (人)	4	4
		7号給 (人)	-	-
	8号給 (人)	14	14	
比率 (B)/(A) (%)	84.34	86.91		

オ 期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	(1.225)	(1.225)	(2.45)	有	
	2.325	2.325	4.65		
前年度	(1.200)	(1.200)	(2.40)	有	
	2.3	2.3	4.60		
国の制度	(1.225)	(1.225)	(2.45)	有	
	2.325	2.325	4.65		

※ ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 職 員	消 防 職 員
給料総額に対する比率 (%)	1.1	-	1.3
支給対象職員の比率 (%) (令和8年1月1日現在)	64	-	71
代表的な特殊勤務手当の名称			救急救命搬送業務手当 緊急自動車運転業務手当

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	異	交通用具使用者に対する支給基準

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
翌年度当初から発生する恒常的な工事又は製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為	当該事項ごとに、翌年度の当初予算額として議決を得た額								
恒常的に委託し、又は請け負わせる業務のうち、特別な機器、多数の人員等を要することその他特別な事情があるため、長期にわたり契約することが有利と認められるものに係る経費	契約に定める額	契約に定める期間	契約に定める額	契約に定める期間	契約に定める額				
コンピュータ（システム・ソフト）、電子複写機、模写電送装置、印刷機、車両、その他の賃借等であって、長期にわたり契約することが有利と認められるものに係る経費	契約に定める額	契約に定める期間	契約に定める額	契約に定める期間	契約に定める額				
最終処分場委託事業	3,709,125	令和5年度から令和7年度まで	1,197,069	令和8年度から令和13年度まで	2,512,056	-	-	612,624	1,899,432
火葬場運営事業（指定管理料）	319,427	-	-	令和8年度から令和12年度まで	319,427	-	-	-	319,427
不燃物処理施設運営管理委託事業（指定管理料）	2,369,240	-	-	令和8年度から令和13年度まで	2,369,240	-	-	261,600	2,107,640
中間処理施設整備計画・環境影響等調査事業（中間処理施設計画支援業務委託料）	297,691	-	-	令和9年度から令和11年度まで	297,691	74,422	-	-	223,269
最終処分場整備計画・環境影響等調査事業（最終処分場計画支援業務委託料）	94,304	-	-	令和9年度	94,304	23,576	-	-	70,728
し尿処理施設運営管理委託事業（包括的民間委託料）	915,926	-	-	令和8年度から令和13年度まで	915,926	-	-	-	915,926

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
退 職 手 当 債	24,296	—	—	—	—
除 却 債	—	267,600	569,100	—	836,700
保 健 衛 生 債	164,776	137,314	—	27,462	109,852
清 掃 債	82,221	49,098	—	22,148	26,950
消 防 債	937,742	2,848,318	334,100	176,090	3,006,328
合 計	1,209,035	3,302,330	903,200	225,700	3,979,830

令和8年度市町村負担金 目的別内訳

(単位：千円)

区分 市町村	議会費、一般管 理費ほか	施設管理費		介護認定 審査会費	障害認定 審査会費	保健衛生 総務費	火葬場費	不燃物 処理費	最終 処分費
		旧灰溶融施設 管理、解体撤去	その他 人件費等						
米子市	105,705	36,264	10,779	24,429	5,002	20,211	53,132	288,153	265,017
境港市	26,902	9,235	2,744	7,831	1,365	4,491	—	—	63,400
日吉津村	6,792	2,330	693	1,531	392	479	3,348	17,460	16,289
大山町	14,959	5,134	1,526	4,178	690	2,108	5,384	38,561	36,960
南部町	11,483	3,941	1,171	3,187	669	1,415	3,420	29,784	28,590
伯耆町	11,753	4,034	1,199	2,815	669	1,469	5,158	32,767	31,469
日南町	7,280	2,499	743	2,389	466	577	2,682	21,988	20,537
日野町	6,397	2,195	652	1,900	263	400	1,982	15,490	14,997
江府町	6,223	2,135	635	1,868	370	366	1,900	16,687	16,175
合計	197,494	67,767	20,142	50,128	9,886	31,516	77,006	460,890	493,434

令和8年度市町村負担金 目的別内訳

(単位：千円)

区分 市町村	ごみ処理 施設建設費	米子浄化場 処理費	消防費	合 計
米子市	186,231	155,767	1,703,390	2,854,080
境港市	47,395	—	460,759	624,122
日吉津村	11,963	4,762	75,648	141,687
大山町	26,353	16,562	260,729	413,144
南部町	20,229	14,864	181,502	300,255
伯耆町	20,703	17,405	183,181	312,622
日南町	12,826	—	111,129	183,116
日野町	11,267	—	72,967	128,510
江府町	10,961	—	67,566	124,886
合 計	347,928	209,360	3,116,871	5,082,422

